

芦屋市心がつながる手話言語条例に基づく
手話に関する施策の推進方針

令和2年8月

芦 屋 市

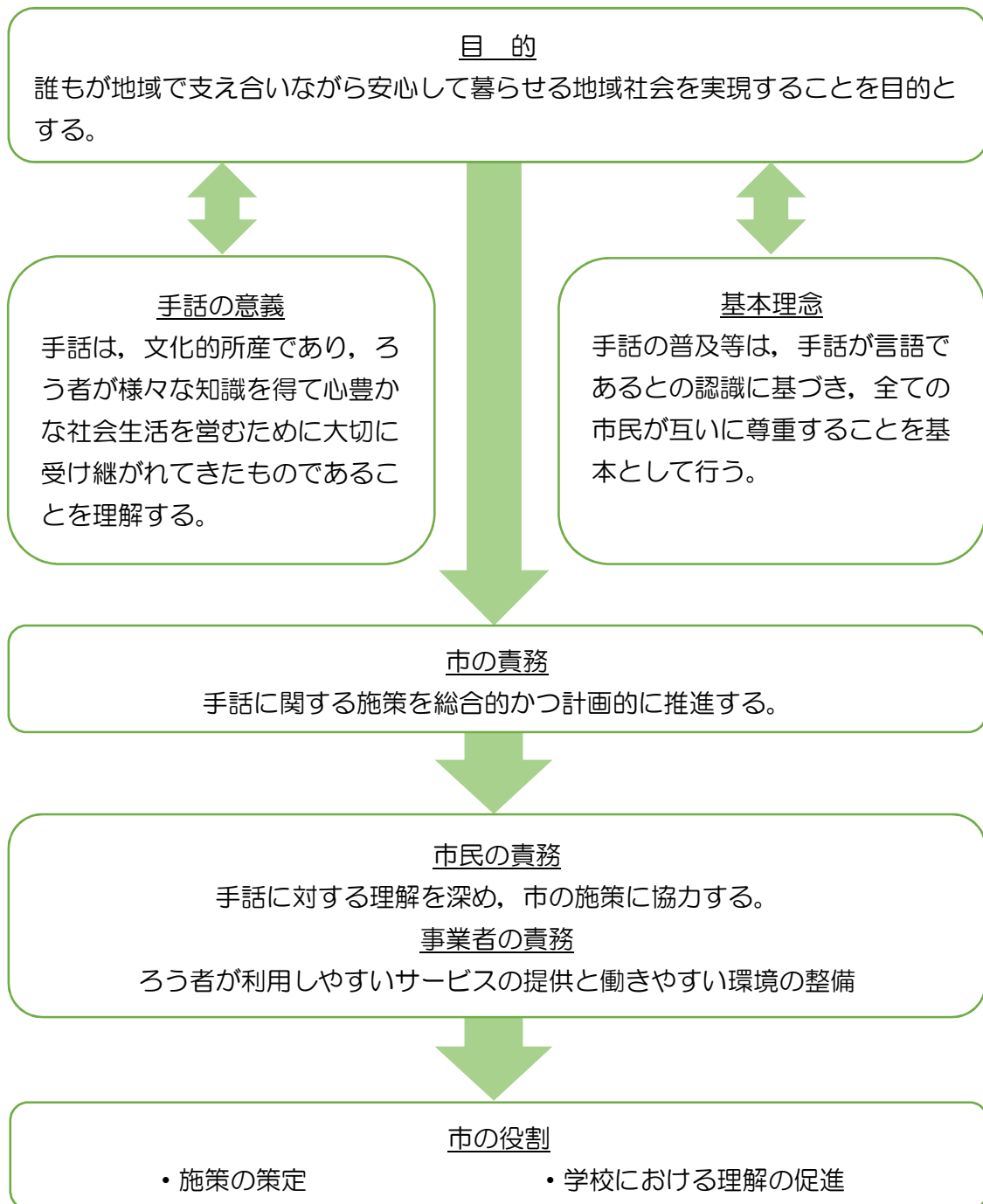


芦屋市心がつながる手話言語条例について

平成28年12月、「芦屋市心がつながる手話言語条例」（以下「条例」という。）が制定され平成29年4月より施行されました。

手話への理解の促進等に関し基本理念を定め、市及び市民並びに事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、だれもが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定したものです。

《体系図》



《制定の内容》

手話の意義

手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が様々な知識を得て心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであることを理解しなければならない。

基本理念

手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境整備は、手話は言語であるという認識に基づき、全ての市民が相互にその人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

市の責務

市は、基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

市民の責務

市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

事業者の責務

事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

施策の策定

市は、障がい者および障がい児に関する計画において、次に掲げる施策を定めるものとする。

- 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境整備に関する施策
- 手話による意思疎通の支援に関する施策
- 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

学校における理解の促進

市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。



施策の推進方針

条例第7条（施策の策定）に掲げる次の事項について、施策の推進方針を定めます。

- 1 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- 2 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境整備に関する施策
- 3 手話による意思疎通の支援に関する施策

1 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策

当事者とかかわりながら、手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を市民に対し様々な形で提供します。

(1) 手話の普及のため、市民に対して手話を学ぶ機会を提供します。

◆手話奉仕員養成研修

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため研修を実施する。

◆フォローアップ研修

手話奉仕員の養成講座修了後のスキル維持のため、定期的に研修を実施する。

◆出前講座

手話に触れたことのない市民向けの手話体験の場として実施し、聴覚に障がいのある人及び手話への理解を深めることを目的に実施する。

(2) 学校教育における手話の理解と普及のため、児童・生徒及び教職員に対して手話を学ぶ機会の提供と理解の促進に取り組みます。

◆福祉学習での手話教室等の実施

市立の学校園での福祉学習を通じて、聴覚に障がいのある人・手話への理解を深める。

(3) 市職員等に対する手話教室を実施します。

◆心がつながる手話教室の実施

月1回、本庁及び福祉センターにおいて手話教室を実施する。

(4) 関係団体等が主催する手話に関する事業を後援し、事業推進に努めます。

◆身体障害者福祉協会など当事者団体が主催する手話に関する事業の後援

周知・啓発など市からも発信し、事業実施のための後方支援を行う。

※手話・要約筆記サークル（社会福祉協議会ボランティア登録団体）

手話サークル	手話サークルクレッシェンド
	手話歌グループ
	手話サークル
要約筆記サークル	要約筆記芦屋

2 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境整備に関する施策

手話を必要とする人が、手話による情報の取得、それによらない場合は、異なる手段での情報の取得や意思疎通が図れるよう環境の整備に努めます。

- (1) 市主催の各種事業等における手話通訳・要約筆記の実施に努めます。

◆各種行事やイベントにおける手話通訳・要約筆記の実施

- (2) 緊急時における情報発信や意思疎通支援の整備に努めます。

◆NET119の登録の推進

◆ひょうご防災ネットの登録の推進

◆遠隔手話サービスの導入（※）

※この度の新型コロナウイルス感染症まん延等により利用者、手話通訳者双方の安全性を担保しながら情報の取得が可能な環境の整備が必要であることから、今後導入を検討していく。

3 手話による意思疎通の支援に関する施策

市役所での事務手続きをはじめ、当事者の社会参加の拡大を踏まえ、市役所に手話通訳士を設置するほか、手話通訳者派遣事業、その他意思疎通支援にかかる事業を実施し、円滑な意思疎通支援が行えるように必要な施策を推進します。

- (1) 聴覚、言語機能等の障がいのある人に対して、手話通訳者の派遣、市における手話通訳者の設置等により、意思疎通の仲介等の支援を行います。

◆市役所に手話通訳者を設置

手話通訳士1名を配置し、事務手続き等意思疎通支援を行う。

◆手話通訳者派遣事業

日常生活を営むうえで手話通訳者を必要とする聴覚等に障がいがある人に対し、無償で手話通訳者を派遣することにより、社会参加を促進する。

- (2) 手話によるもののほか、要約筆記その他の意思疎通支援を活用し、聴覚に障がいのある人の特性に応じた円滑な意思疎通支援が行えるように必要な施策を推進します。

◆要約筆記者派遣事業

日常生活を営むうえで要約筆記者を必要とする聴覚等に障がいがある人に対し、無償で要約通訳者を派遣することにより、社会参加を促進する。

また、今後はPCによる要約筆記に対応できる人材育成に係る手法等研究していく。

◆窓口における「耳マーク」の設置

「耳マーク」を市役所各窓口に設置し、筆談可能である旨の周知を図る。



耳マーク：聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマーク

(3) 市職員等を対象に障がいのある人に対する実践的な意思疎通の支援の知識・技術の習得のための研修を実施します。

◆市職員等を対象とした意思疎通支援事業の実施

意思疎通支援についての知識・技術の習得とともに障がい理解についても学び、課内研修等を通じて職員全体の意識啓発につなげる。

(資料)

芦屋市心がつながる手話言語条例

言語は、お互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、文化を創造する上で欠かすことができないものです。

手話は、耳が聞こえない、聞こえづらいうろ者が、手指や体の動き、表情を使って意思を伝え合う言語として大切に育まれてきました。しかし、手話が言語として認められてこなかったこと等から、ろう者は不便や不安を感じながら生活していました。

このような状況の中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において手話が言語として位置付けられ、社会生活のあらゆる場面で手話による意思疎通を保障する環境を整えることが求められています。

ここに、手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解を深め、手話を広く普及することにより、心がつながり、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせるまち芦屋を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境整備に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、誰もが地域で支え合いながら安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が様々な知識を得て心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであることを理解しなければならない。

(基本理念)

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話を使いやすい環境整備は、手話は言語であるという認識に基づき、全ての市民が相互にその人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提

供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定)

第7条 市は、障害者及び障害児に関する計画において、次に掲げる施策を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境整備に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(学校における理解の促進)

第8条 市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。